

4. ブロック塀等安全対策促進事業補助金



1. 対象となるブロック塀等

次のいずれにも該当するもの

- 危険ブロック塀等であること。（市職員が現地調査にて確認します。）
- 危険ブロック塀等が避難路に面していること。（市職員が確認します。）
※民間敷地境界の塀は対象外
- 避難路又は当該危険ブロック塀等がある敷地の地盤面から当該危険ブロック塀等の上端部までの高さが1.2メートルを超え、かつ、当該危険ブロック塀等と避難路の道路境界線までの距離以上であること。
- 撤去後、道路等の路面からの高さが60センチメートル以下になること。

2. 対象者

次のいずれかに該当する者

- 危険ブロック塀等がある土地の所有者（以下「所有者」という。）、配偶者又はその一親等の親族
- 共有の所有者がいる場合において共有者の全員によって合意された代表者又は区分所有者の合意を得た管理組合又は団地管理組合
- 所有者と売買契約を締結し、その土地の引渡前の状態にある者

3. 助成額

(1) 撤去のみの場合

撤去に要した費用または撤去した部分の総延長に1メートル当たり1万円を乗じた額のいずれか低い額（限度額15万円）

(2) 高さ方向に全て撤去し、撤去した箇所の全部又は一部に狛江市緑のまち推進補助金を使って生け垣・植樹帯・花壇を造成する場合

撤去に要した費用又は撤去した部分の総延長に1メートル当たり1.5万円を乗じた額のいずれか低い額（限度額22.5万円）

4. 添付書類

(1) 狛江市ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付申請書（第1号様式）の提出時に必要な添付書類

- ① 案内図（撤去するブロック塀等の位置が分かるもの）
※地図等に、ブロック塀等の位置を赤字で記してください。
- ② 撤去するブロック塀等の写真（全体を写したもの）
- ③ 撤去に要する費用が確認できる見積書等
※撤去工事一式〇〇円という表記ではなく、「単価〇〇円×延長〇〇メートル」という表記にしてください。
- ④ 固定資産課税明細書の写し又は名寄帳兼課税台帳の写し
- ⑤ 狛江市ブロック塀等安全対策促進事業に関する同意書（第1号の2様式）
※所有者以外の方が申請する場合や申請者のほかにブロック塀等の所有者がいる場合
- ⑥ その他市長が必要と認めるもの

4. ブロック塀等安全対策促進事業補助金



4. 添付書類(続き)

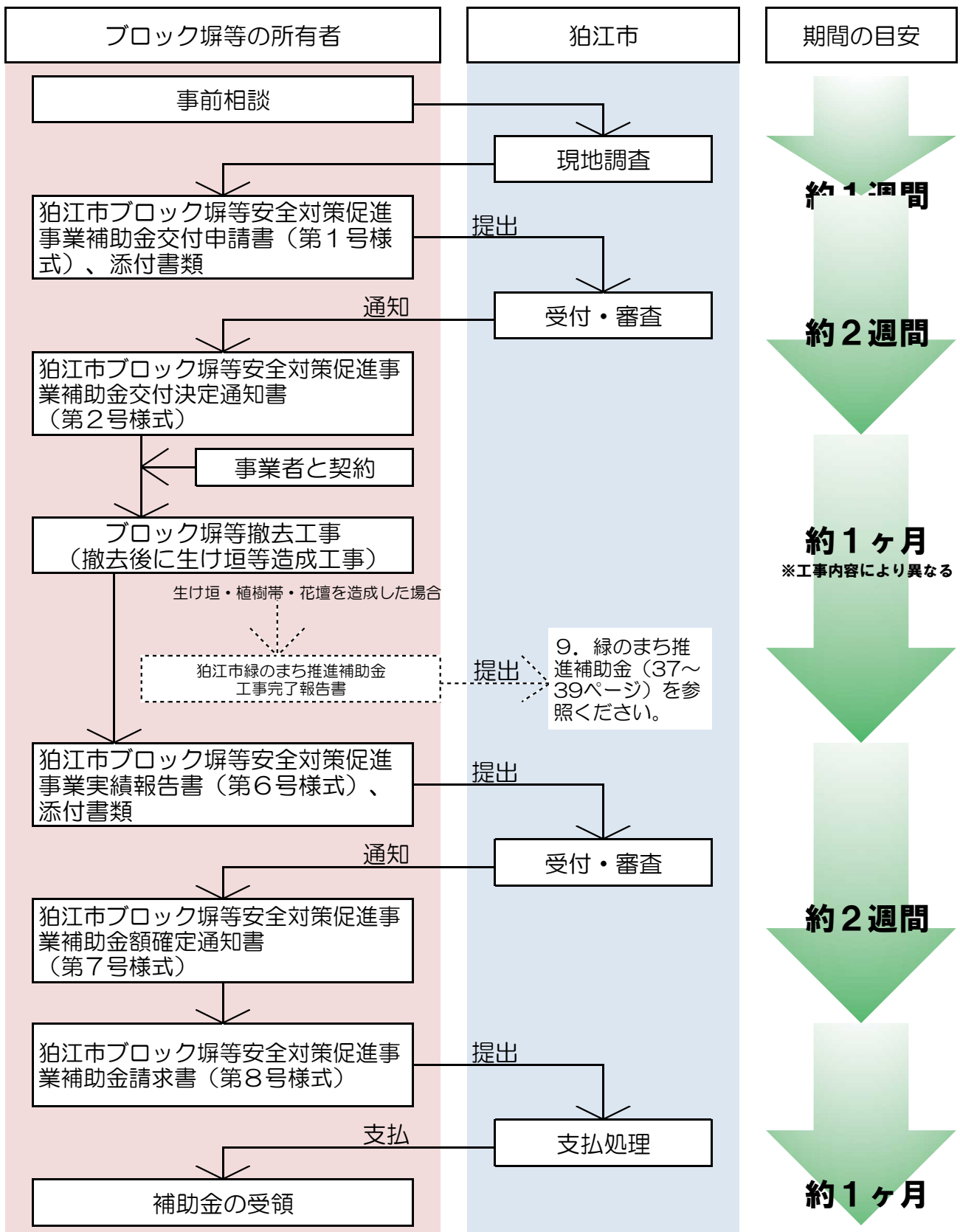
(2) 狛江市ブロック塀等安全対策促進事業実績報告書(第6号様式)の提出時に必要な添付書類

- ① 領収書の写し
- ② 契約書の写し
- ③ ブロック塀等を撤去したことが分かる写真
- ④ 生け垣・花壇・植樹帯のしゅん工写真(「3. 助成額」(2)の場合)
- ⑤ 狛江市緑のまち推進補助金交付額決定通知書の写し(「3. 助成額」(2)の場合)
※先に緑のまち推進補助金の完了報告書の提出が必要となります。
※完了報告書の提出期限にご注意ください。
- ⑥ 撤去後にブロック塀等に代わる塀やフェンス等を新設した場合、その安全性を証する書類(取得できない場合は除く)

4. ブロック塀等安全対策促進事業補助金



5. 手続きの流れ



※上記は一例であり、案件により手続きに要する期間等は異なります。

申請・問い合わせについて

1. 木造住宅耐震アドバイザー派遣事業
2. 木造住宅耐震診断助成金
3. 木造住宅耐震改修助成金
4. ブロック塀等安全対策促進事業補助金
5. 分譲マンション耐震化促進アドバイザー派遣事業
6. 分譲マンション耐震診断助成金
7. 分譲マンション耐震補強設計助成金
8. 分譲マンション耐震補強改修助成金

〔申請期間〕

令和6年4月1日（月）～12月16日（月）

〔事業の実施期限〕

令和7年2月28日（金）

〔問い合わせ〕

部 署：狛江市都市建設部まちづくり推進課住宅担当

電 話：03-3430-1359

E-mail：jutakut@city.komae.lg.jp

9. 地球温暖化対策用設備導入助成金

〔申請期間〕

令和6年4月1日（月）～令和7年1月31日（金）

〔設備導入後、完了報告書提出期限〕

令和7年2月28日（金）

〔問い合わせ〕

部 署：狛江市環境部環境政策課環境係

電 話：03-3430-1287

E-mail：kankyokkr01@city.komae.lg.jp

10. 緑のまち推進補助金

〔申請期間〕

令和6年4月1日（月）～令和7年2月17日（月）

※事前のご相談はお早めをお願いします。

〔工事完了報告書提出期限〕

令和7年3月17日（月）

〔問い合わせ〕

部 署：狛江市環境部環境政策課水と緑の係

電 話：03-3430-1111（内線2561・2562）

E-mail：mizumidokkr01@city.komae.lg.jp

11. みんなにやさしい生活空間づくり推進事業補助金

〔申請期間〕

令和6年4月1日（月）～令和7年2月28日（金）

〔工事完了報告書提出期限〕

令和7年3月31日（月）

〔問い合わせ〕

部 署：狛江市福祉保健部福祉政策課福祉政策係

電 話：03-3430-1240

E-mail：fukuseikkr02@city.komae.lg.jp

その他注意事項

（1）事業利用について

本パンフレットに一部記載のない事項もあります。事業、助成制度の利用に当たっては、事前に担当部署に詳細をご確認ください。

（2）他の補助金等の併用について

各種助成及び補助事業について、同じ対象部分に対して他の補助金等を併用して受けることはできません。

（3）申請の締め切りについて

当初の見込みよりも多くの申請があった場合は、事前の予告なしに申請受付を締め切る場合があります。

住宅に関わる相談先

1. 東京土建一般労働組合狛江支部
まちづくりセンター
電 話：03-3480-9761
2. （一社）東京都建築士事務所協会 南部支部
調布部会事務局
（株式会社I・E・A内）
電 話：03-3480-4321
E-mail：hosogai@yoneya-kensetsu.jp
3. 住まいるダイヤル
電 話：0570-016-100（ナビダイヤル）
03-3556-5174
4. 狛江市商工会
電 話：03-3489-0178